

## マイセン旧市街の歴史的な建物の保存修復



マイセン市旧市街

**研究の目的と方法** ドイツにおける歴史的な建物の扱いは、重要性や価値観の違いに段階を設けない登録制度によって指定されており、およそ90万件がその対象となっている。当然、それらの修復件数も膨大である。とくに旧東ドイツ地域の各州は、ドイツ統一によって旧西ドイツ側の制度を取り入れたことにより、指定件数が一気に増し、修復事業も急増した。この国における保存修復への取り組み方や修復の実際は、近年に文化財登録制度を導入し、それによって生じた課題をもつ我が国にとって、ひとつの参考事例となるものである。

対象としてマイセンを選んだ理由は、現在、修復事業が盛んであるうえ、500棟のうち9割までが指定された保存地区となって把握しやすく、幸いにも同市が協力的であったことによる。現地では、関係資料を閲覧し、市の職員、修復技術者、設計事務所の建築家、職人、所有者などへの聴取をおこない、努めて修復現場を見学した。

**マイセン市の行政のしくみ** 保存や修復に関して第一線で活動する行政部门は、市に設置された下級記念物保護機関と専門機関の州立記念物保存局である。二者によって一棟ごとに修復内容が審議され、現場指導がなされる。

特徴的であるのは、小さな修理以外は一般建築工事と同じに、修復の計画も所有者から市の建築指導課に申請するようになっていることである。関連する部分のみ同課から下級記念物保護機関に審査が依頼される。これは、市民の手続きの煩わしさを省く制度であるが、市内部の異なる部局がお互いを理解するのにも役立っている。下級記念物保護機関の施設には、個々の建物の調査と修復の経過が書類綴りとなって保管され、公開されている。

**修復にともなう調査** この地区では、1991年から二年をかけ、すべての建物を対象とした「一般調査」がおこなわれ、一軒ごとに、構造形式、建物の歴史、破損状況や痕跡、様式の観察、保存にあたっての注意事項、用途の検討などがまとめられた。さらに詳しい調査が必要となった建物は、彩色の変遷、石材の劣化、構造診断、年輪による年代確認などの「特別調査」が追加されている。

建物の所有者は、それらの成果を利用して修復の計画

をたて、市の審査を経て工事に着手する。

**修復の方針** 一般調査のなかに「用途の検討」が含まれているとおり、建物の保存にとって活用が重要であることは広く認識されている。また、修復を実際に見る限り、そっくり創建当初の姿に復した例はない。残された現状において重要な部分は残し、全体を維持修理しながら、部分的に新しく改修を加えるという工事が、町屋や公共建築、工場などの修復として一般的である。

これまで残してきた建物の価値をできるだけ失うことなく、かつ現代的な用途に用いることができるよう、下級記念物保護機関と所有者のあいだで妥協点を求める努力がなされている。全般的に、建物を使っていくために不可欠な設備類は完全に現代の機能を取り入れることができ、採光のための窓の増設、浴室、トイレなどを集中させた付属棟の新設なども、条件付きで認められる。

**修復技術の考え方、方法** 構造の診断および補強は、コンピュータを用いて立体的に解析され、個々の部材の力学上の働きまでが分析される。それにしたがい、部材の繕い、取り替え、補強がなされる。たとえば聖母教会の小屋組は、周到に計算して補強を最小限にとどめ、そこに最新開発の素材である炭素繊維板を用いている。

内外の壁は、調査で一部を剥がす以外はそのまま残し、新しく塗り重ねる。木材や石材の修理は、できるだけ取り替えを避けた緻密な繕い修理をほどこす考え方と方法が徹底している。(ただ、小屋組などの野物材は、その材がもともと扱われている程度の粗さで継手や仕口が作られ、ボルトが併用される。) これらの修理仕様は、建物自体の重要性や保存状態などから、おのずと価値がはかられ、それに見合った厳密さで指導がなされている。

**マイセンにみる修復のあり方** このまちの修復は、まちと建物を古い時代の姿に再現しようとするものではなく、これまで遺してきたそれらをまもりながら、人々が豊かに暮らすことをめざしている。まちが生きることで遺産がまもられる—そのための行政のしくみと役割、積極的な活用を取り入れた保存の具体的な考え方、それを可能にする新しい修復技術など、我が国が参考とすべきさまざまな要素をもっている。(木村 勉／建造物研究室)